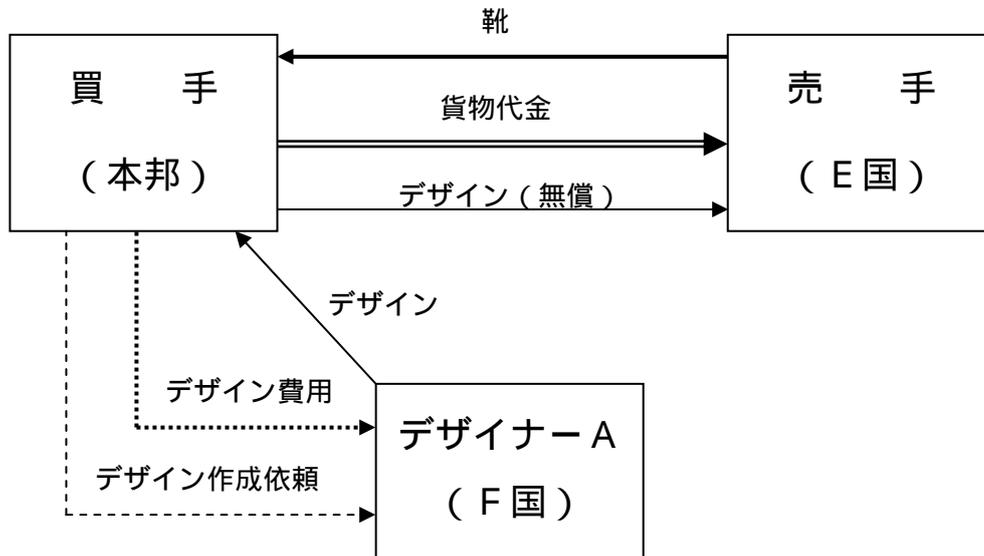


15. 輸入貨物のデザイン（日本人が海外で作成したもの）の費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から靴を購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物のデザインの作成をF国に在住する日本人デザイナーA氏に依頼し、A氏がF国において作成した輸入貨物のデザインを売手に無償で提供しました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が無償で提供したデザインに要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供したデザインは、「輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの」に該当し、そのデザインに要する費用の額を現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの」が買手により無償で提供された場合は、その役務に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

なお、「本邦以外において開発された」とは、実際の作成が、本邦以外の場所で行われたことをいい、意匠等に係る契約が締結された場所、作成者の国籍は問いません。

上記の取引において、貴社が無償で提供したデザインは、日本人デザイナーA氏により作成されていますが、A氏はF国において作成していることから、本邦以外において開発された意匠に該当します。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号二

関税定率法施行令第 1 条の 5 第 3 項

関税定率法基本通達 4 - 12(4)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)